

商工観光課から

## 最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月24日から施行しました。10月24日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間654円以上としなければなりません。最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わない場合には、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

### 問合せ

愛媛労働局 賃金室

(TEL 089-935-5205)

宇和島労働基準監督署

(TEL 0895-2214655)

## お誕生おめでとう

(9月受付分)

地区名 子の名 保護者

## ご冥福をお祈りします

(9月受付分)

地区名 亡くなった方 享年

宇和島労働基準監督署から

## 労働災害の治療等について

労働災害の治療に健康保険は使えません。労災保険で治療しましょう。また、労働災害により休業する場合、事業主が休業補償を被災労働者に支払わなければなりません。労働者の休業が4日以上になれば、4日から労災保険による休業補償が

厚生労働省中国孤児等対策室から

## 永住帰国した中国残留邦人・ 権太残留邦人の皆様へ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人等の方々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。この制度が始まった平成20年

支払われます。さらに、休業災害の場合、事業主は労働基準監督署に労働者死傷報告書を提出しなければなりません。

事業主や労働者の方々は、労災保険の適正利用にご注意ください。

### 問合せ

宇和島労働基準監督署

(TEL 0895-2214655)

1月1日時点で一定の要件に当てはまっていた方は、平成24年12月31日が申請の締切日となります。まだ、申請がお済みでない方は、厚生労働省中国孤児等対策室03-3595-2456(直通)まで問合せください。(中国語対応可)。

## 心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

11月10日(土)・28日(水)

14時～16時

御荘老人福祉センター

## 福祉法律相談

無料で弁護士と民生児童委員が相談をお受けします(1回の相談人数は8人までで事前に予約が必要。定員に達した場合は受付を終了)。

11月13日(火) 14時～16時

御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所(TEL70-1251)まで問合せください。

※上記情報は、広報紙掲載に対して、ご家族等に同意をいただいております。